

④ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬⑮⑯	控除証明書などを確認し、金額を記入してください。 ※控除証明書の添付が必要です。
⑰⑱⑲	令和7年12月31日時点で、該当する場合にチェックをつけてください。
⑳	本人又は扶養している親族が、令和7年12月31日時点で障害がある場合に記入してください。
㉑㉒㉓㉔	令和7年12月31日時点で、扶養している親族または特定親族がいる場合に記入してください。 当該親族が特定親族の場合は特親欄に「○」を記入し控除額を記入してください。 16歳未満の場合は、16歳未満の扶養親族の欄に記入してください。
㉕	医療費控除に該当する場合、明細書で計算した金額を記入してください。 ※明細書の提出が必要です。

⑤ 所得から差し引かれる金額

①の情報を基に下記の控除額を記入してください。

種類	控除内容		控除金額
⑬社会保険料控除	支払金額		
⑭小規模企業共済等掛金控除	支払金額		
⑮生命保険料控除	支払金額		控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	旧契約	56,000円超のとき	28,000円
		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下のとき		支払金額の1/4+17,500円	
70,000円超のとき		35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(合計後の限度額70,000円) *一般生命保険料又は個人年金保険料は、新契約と旧契約の両方を有する場合、新契約の限度額(28,000円)が適用されます。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は、旧契約の限度額(35,000円)が適用されます。			
⑯地震保険料控除	支払金額		控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
15,000円超のとき		10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

種類	控除内容	控除金額
⑰寡婦控除	夫と死別又は離婚した方で合計所得金額500万円以下の方(離婚の場合は扶養親族がいること)	26万円
⑱ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有し合計所得金額500万円以下の方	30万円
⑲勤労学生控除	特定の学校に通っている学生や生徒で合計所得金額が85万円以下でかつ当該金額のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下である方	26万円
⑳障害者控除	普通障害者(特別障害者以外の人)	26万円
	特別障害者(身体障害者手帳1～2級・療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級の人など)	30万円
	特別障害者のうち、本人または配偶者、生計を一にするその他の親族と同居している方	53万円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
㉑配偶者控除	一般(昭和31年1月2日以降に生まれた方)	33万円	22万円	11万円
	老人(昭和31年1月1日以前に生まれた方)	38万円	26万円	13万円
㉒配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	58万円超	100万円以下	33万円	22万円
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	
133万円超			1万円	

種類	控除内容	控除金額
㉓扶養控除	一般の扶養親族(平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方または昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方)	33万円
	特定扶養親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方)	45万円
	老人扶養親族(昭和31年1月1日までに生まれた方)	38万円
	同居老親等(老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している方)	45万円
㉕基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の方	43万円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の方	29万円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の方	15万円

㉔特定親族特別控除	特定親族の所得金額		控除額
	58万円超	95万円以下	45万円
	95万円超	100万円以下	41万円
	100万円超	105万円以下	31万円
	105万円超	110万円以下	21万円
	110万円超	115万円以下	11万円
	115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円	

種類	控除内容	控除金額
㉗雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
㉘医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	

⑥ 給与・公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法

給与・年金以外の所得がある場合に記入してください。

特別徴収を希望した場合：給与・年金以外の所得に係る住民税についても毎月の給料から差し引いて徴収します。

普通徴収を希望した場合：給与・年金以外の所得に係る住民税については、市役所から送付する納税通知書によりご自身で納付いただきます。

※申告書控えの郵送は行いません。ご希望の場合は、お手数ですが、申告書をコピーしていただき、切手貼付・宛名記載した返信用封筒を同封してください。また、生命保険等の添付書類は返却できませんが、写しであっても原本同様に受け付けております。